



令和2年6月17日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

6月19日(金)から公共施設の利用制限を
一部緩和します。

国の段階的な社会経済の活動レベル引き上げ方針に基づき、本市公共施設においても6月19日(金)から、これまで実施してきた施設利用の制限について下記のとおり一部を緩和します。

記

主な制限緩和の内容

- ・公共施設利用人数の要件を屋内、屋外とも上限1,000人に。
(施設利用人数は定員の2分の1まで若しくは一人あたり4㎡以上の確保は継続)
- ・飲食行為を伴う利用を可とする。
- ・市民館等における軽運動や趣味、娯楽での利用を可とする。
※上記3件には感染防止のためそれぞれに応じた利用基準を設けています。

なお、

- ・利用時間の短縮に努める
- ・ソーシャルディスタンスの確保
- ・過去2週間以内に海外滞在歴のある方の利用制限
- ・マスク着用など飛沫感染防止対策や、利用施設及び設備の消毒の徹底
- ・感染経路が把握できない形態での利用の禁止

等については継続します。

※施設管理上、一部施設においては緩和内容にかかわらず引き続き利用制限を行っているところもありますので、詳細は各施設にお問い合わせください。

【お問合せ先】

(感染対策)

豊川市役所 子ども健康部 保健センター 吉田 竹内

TEL:0533-89-0610 Eメール: hokens@city.toyokawa.lg.jp

(広報)

豊川市役所 秘書課 広報広聴係 中村 杉本

TEL:0533-89-2121 Eメール: info@city.toyokawa.lg.jp

※ 詳しくは、担当課等にお問い合わせください。